

【別表】令和2年度定期監査等(後期)結果

監査の対象	監査の結果
<p>高齡福祉課 特別養護老人 ホーム歌代の 里 介護老人保健 施設すこやか 両津</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>(1) 収入事務について 行政財産目的外使用料において、収入金の納期限は、年度当初の平成31年4月に調定し同月末日とすべきところ、令和2年3月に調定し同年4月としていた。</p> <p>(2) 支出事務について</p> <p>① 特殊勤務手当において、特殊勤務手当実績簿及び特殊勤務手当整理簿を作成すべきところ、当該帳簿が作成されていなかった。</p> <p>② 時間外勤務手当において、施設長が時間外勤務命令簿の決裁を行い支給すべきところ、決裁を行わないまま支給していた。</p> <p>③ 夜間勤務手当において、時間外勤務命令簿の作成及び決裁を行い支給すべきところ、当該命令簿の作成を行わないまま支給していた。</p> <p>(3) 契約事務について</p> <p>① 緊急避難用スロープ破損修繕について 当該修繕の契約において、予定価格が50万円を超えているときは入札を行うべきところ、随意契約で行っていた。 また、見積書の徴取にあたり、あらかじめ仕様書に数量、材質、規格等の仕様明細を記載すべきところ、仕様書に仕様明細を記載せず一式と記載していた。</p> <p>② 入所者への出張理容業務委託において、契約の締結は、施設長が決裁を行い契約すべきところ、施設長が決裁を行わないまま契約していた。</p> <p>(4) 市の職員が取扱う任意団体の会計事務について 家族会の会計事務において、収入及び支出の事務処理は、伝票を作成し施設長が決裁を行うべきところ、当該事務処理が行われていなかった。</p>
<p>高齡福祉課 地域包括ケア 推進室</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>(1) 収入事務について 行政財産目的外使用料において、収入金の納期限は、年度当初の平成31年4月に調定し同月末日とすべきところ、同年7月に調</p>

	<p>定し同月 16 日としていた。</p> <p>(2) 契約事務について</p> <p>① 委託契約において、特命随意契約(1者随意契約)は、あらかじめ契約ごとに対象地区や実施回数、体制等の要件を記した仕様書、予定価格書を作成すべきところ、当該書類が作成されていなかった。</p> <p>② 委託契約額の決定において、随意契約調書の見積額は、事業者から提出された見積書の金額を記載すべきところ、予算額を記載していた。</p> <p>③ 委託事業の検査において、報告書等の提出をもとに検査を行い、検査調書を作成すべきところ、当該調書が作成されていなかった。</p> <p>(3) 財産管理について</p> <p>普通財産の貸付において、契約書の様式は、普通財産貸付契約書等で行うべきところ、行政財産目的外使用許可書で行っていた。</p> <p>(4) 私有車の公務使用について</p> <p>私有車公務使用において、私有車使用旅行伺簿の承認は、所属する支所長等管理職が行うべきところ、事務担当者が行っていた。また、私有車の公務使用に関する要綱の様式と異なる私有車使用旅行伺簿により承認されたものがあった。</p>
<p>子ども若者課 子ども若者相談センター</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>収入事務について</p> <p>行政財産目的外使用料において、収入金の納期限は、年度当初の平成 31 年 4 月に調定し同月末日とすべきところ、同年 5 月に調定し同月末日としていた。</p>
<p>交通政策課 空港整備対策室</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>(1) 支出事務について</p> <p>時間外勤務手当において、時間外勤務命令簿の作成及び決裁を行い支給すべきところ、当該命令簿の作成を行わないまま支給していた。</p> <p>(2) 服務規程について</p> <p>週休日の振替等において、週休日に勤務を命令する場合は、あらかじめ新たな週休日を定めたいうえで勤務を命令すべきところ、新たな週休日を定めず勤務を命令していた。</p>

市民生活課
健康推進室

【指摘事項】

(1) 収入事務について

子宮がん検診等において、受診者負担金は市が直接徴収すべきところ、検診受託者に委託し徴収させていた。また、当該負担金は収入として計上すべきところ、委託料から当該負担金を差引いて受託者に請求させていた。

(2) 支出事務について

時間外勤務手当において、勤務時間の変更により時間外勤務の開始時間に変更されているにもかかわらず、通常の開始時間としたため、所定の勤務時間に対し時間外勤務手当が支給されていた。

(3) 補助金等交付事務について

① 補助金の概算払いにおいて、補助金等交付規準により事業の進捗状況等を確認し交付決定額の8割以内を支出すべきところ、事業の進捗状況を確認せずに交付決定額の全額を支出していた。

② 補助対象経費の費目を流用する場合において、事前に届出を提出させるべきところ、届出を提出させず補助金実績報告書により補助対象経費の費目の流用を認めていた。

③ 実績報告書の審査において、補助対象経費は補助金交付要綱に基づく経費及び補助対象期間内に支払が完了したものとすべきところ、当該要綱によらない経費及び補助対象期間外の支払いを認めていた。また、添付書類として収支決算書を添付させるべきところ、当該書類を添付させていなかった。

④ 補助金の確定において、補助対象経費が補助金上限額を超えていない場合は、補助対象経費全額を確定額として円単位まで決定すべきところ、補助対象経費の千円未満を切り捨てた金額を確定額としていた。

⑤ 補助金の確定において、補助対象経費に含まれた消費税等については、補助金交付要綱に基づき補助金から当該消費税等相当額を減額すべきところ、減額していなかった。

(4) 服務規程について

週休日の振替等において、週休日に勤務を命令する場合は、あらかじめ新たな週休日を定めたいうで勤務を命令すべきところ、新たな週休日を定めず勤務を命令していた。

	<p>(5) 市職員が取扱う任意団体の会計事務について 佐渡市温泉活性化協議会会計事務において、経費の支払は口座振替により行うべきところ、立替払により行われていた。また、出納簿は、日付が適切に記載されていなかった。</p>
<p>両津支所</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>(1) 収入事務について</p> <p>① 市営湊駐車場使用料の現金出納簿において、つり銭を除く現金の出入金を記録し残高を記載すべきところ、回収した現金の出入金とつり銭を併記していた。</p> <p>② 普通財産(土地)の貸付において、貸付料の納期限は、年度当初の平成31年4月に調定し同月末日とすべきところ、同年4月に調定し翌年3月末日としていた。</p> <p>(2) 補助金交付事務について</p> <p>① 元気な地域づくり支援事業（コミュニティ活動促進事業）補助金の事務手続きにおいて、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、補助金変更承認申請書を提出させ補助金変更交付決定通知書により事業期間の変更を通知すべきところ、当該申請書の提出を指導せず、補助金実績報告書により補助事業の期間の変更を認めていた。</p> <p>② 元気な地域づくり支援事業（地域のまつり活性化事業）補助金実績報告書において、補助対象経費の領収書や印刷物等の資料を添付させるべきところ、当該資料が添付されていなかった。</p> <p>(3) 服務規程について</p> <p>週休日の振替等において、週休日に勤務を命令する場合は、あらかじめ新たな週休日を定めたいうえで勤務を命令すべきところ、新たな週休日を定めず勤務を命令していた。</p> <p>(4) 市職員が取扱う任意団体の会計事務について</p> <p>交通安全協会両津支会の会計事務において、収入及び支出の事務処理は、伝票を作成し支所長の決裁を受けるべきところ、当該事務処理が行われていなかった。また、当該団体会計の支払いは、口座振替により行うべきところ、立替払により行われていた。</p>

<p>社会教育課両津地区教育事務所</p>	<p>【指摘事項】 市職員が取扱う任意団体の会計事務について 両津地域子ども会育成会連絡協議会及び両津地区青少年健全育成協議会の会計事務において、収入及び支出の事務処理は伝票を作成し事務所長が決裁を行うべきところ、当該事務処理が行われていなかった。また、現金出納簿を作成すべきところ、作成していなかった。</p>
<p>真野行政サービスセンター</p>	<p>【指摘事項】 (1) 収入事務について 行政財産目的外使用料において、収入金の納期限は、年度当初の平成31年4月に調定し同月末日とすべきところ、同年6月に調定し同年7月1日としていた。 (2) 服務規程について 週休日の振替等において、週休日に勤務を命令する場合は、あらかじめ新たな週休日を定めたいうえで勤務を命令すべきところ、新たな週休日を定めず勤務を命令していた。</p>
<p>社会教育課真野地区教育事務所</p>	<p>【指摘事項】 (1) 補助金等交付事務について 青少年育成事業補助金において、補助事業計画書の事業を一部中止するときは、補助金変更承認申請書を提出させ補助金変更交付決定通知書により通知すべきところ、当該申請書を提出させず補助金実績報告書により事業の変更を認めていた。また、収支予算書に計上されていない費目へ予算を流用するときは、事業計画変更届出書を提出させ市長の承認を受けるべきところ、当該届出書を提出させていなかった。 (2) 市職員が取扱う任意団体の会計事務について 真野地区青少年健全育成協議会の会計事務において、経費の支払は口座振替により行うべきところ、立替払により行っていた。</p>
<p>両津消防署</p>	<p>【指摘事項】 収入事務について 行政財産目的外使用料において、使用者から納入された使用料は、消防署員が現金を受領し、その場で領収書を交付すべきところ、当該署員が支所窓口において使用料を納入し、その後領収書を交付していた。</p>

<p>教育委員会 前浜小学校 前浜中学校 両津小学校 両津中学校 内海府小学校 内海府中学校 加茂小学校 河崎小学校 高千小学校 高千中学校</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>(1) 支出事務について</p> <p>① 週休日の振替による時間外勤務手当において、年次有給休暇を除く実勤務時間に対し支給すべきところ、年次有給休暇時間を含めた時間に対し支給していた。</p> <p>② 私有車の公務使用の旅費算定において、勤務地から用務地までの距離で算定すべきところ、自宅から用務地までの距離で算定していた。また、勤務地から用務地までの距離は、全て対象とすべきところ、通勤区間と重複する区間を除いていた。</p> <p>③ 臨時職員の年次有給休暇において、休暇の残日数の計算誤りにより取得日数が規定の日数を超えて取得させていた。</p> <p>(2) 財産管理について</p> <p>切手等の出納において、郵便切手受払簿に用途が記載されていないもの、切手の実数と同受払簿残高数が一致していないものがあった。</p> <p>(3) 服務規程について</p> <p>時間外勤務命令簿において、週休日の振替等により勤務を命令する場合は、週休日の振替簿と時間外勤務命令簿に記載し決裁を行うべきところ、時間外勤務命令簿の作成が行われていなかった。</p>
--	--